

伊予市市有財産(旧高齢者共同住居) 使用貸借に係るプロポーザル審査委員会傍聴要領

この要領は、伊予市市有財産(旧高齢者共同住居) 使用貸借に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

1 傍聴者の定員

傍聴の定員は、会場の状況等により、委員長が決定する。

2 傍聴の申込方法

- (1) 傍聴を希望する者は、審査委員会開催日の概ね 3 日前（閉庁日を除く。）の午後 5 時までに、傍聴申込書（別紙）に必要事項を記入のうえ直接又は郵送、E メールで事務局（伊予市市民福祉部長寿介護課）へ提出すること。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切る。
- (3) 傍聴の可否は、審査委員会開催日の前日までに事務局から連絡する。

3 会場での受付及び手続

- (1) 会場への入室は、開始 5 分前から許可する。
- (2) 会場への入室に当たっては、会場前の受付で氏名及び住所等を記入すること。
- (3) プラカード、のぼり等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等や傍聴に相応しくない衣服を着用している者は、会場への入室を拒否する。

4 傍聴できる者

伊予市民又は伊予市内に通勤・通学している者で、参加事業者と関係のない者とする。ただし、特別な場合を除き 1 世帯 1 人とする。

5 傍聴できない者

- (1) 人に危害を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、ヒアリングを妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると伊予市市有財産(旧高齢者共同住居) 使用貸借に係るプロポーザル審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が認めた者

5 傍聴における遵守事項

- (1) 会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の表明、威圧的行為等をしないこと。
- (2) 会場において、発言しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は運営に支障となる行為をしないこと。

6 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、委員長及び職員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場させる。